

令和7年那審第5号

裁 決

漁船A乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年9月25日07時44分少し前

沖縄県金武中城港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 3.6トン

登 錄 長 10.17メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 169キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和62年10月に進水し、船体後部に操舵室を配し、同室に舵輪、機関遠隔操縦装置、レーダー、G P S プロッター及び魚群探知機をそれぞれ備えた、とびいか一本釣り漁業に従事するF R P 製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和6年9月24日11時00分沖縄県海野漁港の係留地を発し、同県久高島南東方沖合の漁場に向かつた。

a受審人は、18時00分前示漁場に到着して操業を開始し、翌25日05時00分操業を終了し、同漁場を発進して帰途に就いた。

ところで、a受審人は、漁場までの操船に引き続いて操業を行い、操業を終了したときも休息を取らないまま帰途に就いたので、疲労が蓄積したうえ、睡眠不足の状態であった。

a受審人は、レーダー及びG P S プロッターを作動させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で、コントローラー式遠隔操縦装置を操作して操船に当たり、07時28分少し前金武中城港ウンタク灯標（以下「ウンタク灯標」という。）から136度（真方位、以下同じ。）1.6海里の地点で、針路を324度に定めて自動操舵とし、6.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、07時40分少し前ウンタク灯標から097度580メートルの地点で、海野漁港付近に向けて左転を開始した。

左転を開始したとき、a受審人は、疲労が蓄積したうえ睡眠不足により眠気を催したが、帰港する漁港が近かったので、眠気を我慢できるものと思い、操縦席から立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、操縦席に腰を掛けた姿勢のまま操船を続け、いつしか居眠りに陥り、海野漁港付近に向く針路に転じられず、沖縄県知名埼南東方沖合に拡延するさんご礁（以下「ウンタク礁」という。）に向かって緩やかに左転しながら繞航し、07時44分少し前ウンタク灯標から267度130メートルの地点において、Aは、船首が216度を向いたとき、原速力のまま、ウンタク礁に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の北北東風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、プロペラ翼に曲損等を生じたが、僚船にえい航されて海野漁港に引き付けられ、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、金武中城港において、帰航する際、居眠り運航の防止措置が不十分で、ウンタク礁に向かって進行したことによって発生したものである。

a受審人は、金武中城港において、操縦席に腰を掛けた姿勢で自動操舵により帰航中、疲労が蓄積したうえ、睡眠不足により眠気を催した場合、居眠り運航に陥ることのないよう、操縦席から立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、帰港する漁港が近かったので、眠気を我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、ウンタク礁に向かって進行してウンタク礁に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年12月10日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山本哲也